# 第1節 機構・定員

# 1.機構の変遷

# (1)「工業所有権総合情報館」、「相談閲覧部」、「情報流通部の設置」(1997年度)

総務課に属していた工業所有権相談所を「相談閲覧部」として独立させるとともに、「情報流通部」を新設し、また、工業所有権資料館を「工業所有権総合情報館」に名称変更し、ユーザーへのサービス機能の強化を図った。

# (2) 国際商標出願室と特許侵害業務室の設置(1998年度)

1998年当時、商標の国際登録制度であるマドリッド・プロトコルには、EUを中心に既に 31か国が加盟しており、我が国の同協定への加盟は極めて重要な課題であった。そこで、 1999年度に「国際商標出願室」を設置するとともに、PCT出願を担当していた「国際出願 室」の名称を「国際特許出願室」とし、マドリッド・プロトコル加盟への準備を整えた。

一方、知的財産への関心の高まりに伴い、1991年頃から侵害訴訟事件や無効審判事件など、知的財産に関連した紛争が増加していたことから、無効審判等当事者系審判の審理の迅速化を図るため、新たに審判課に「特許侵害業務室」を設置し、無効審判、判定、取消審判等を一元的に管理するとともに裁判所との連携を強化する体制を整備した。その他、運行管理室を電子計算機業務課に、公報生産監理室を特許情報課にそれぞれ統合した。

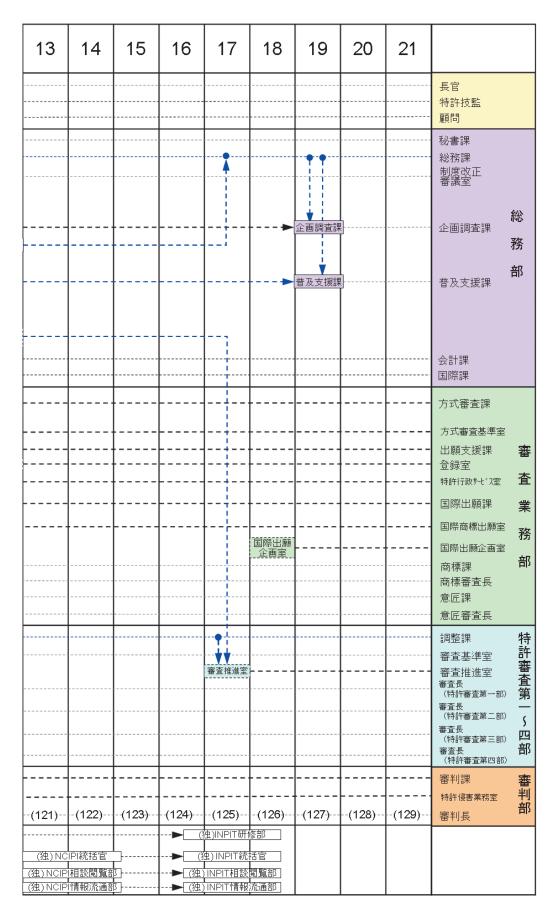
# (3) 中央省庁等改革に伴う特許庁における組織再編(2000年度)

2000年度は中央省庁再編が行われ、それまであった1府22省庁は1府12省庁に再編された。特許庁においても、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画(1999年4月27日閣議決定)」に従い組織のスリム化を図りつつ、産業財産権行政を一層充実させるため、大幅な組織改編を行った。

第一に、「技術調査課」を設置し、調査・統計や制度等の普及啓発、人材育成など含む企画・立案機能の一部を総務課から独立させた。第二に、公報課、特許情報課、特許情報管理室を再編成し、新たに設置した「特許情報課」においては、公報の編集・刊行の業務に加え、分類に関する事務を行うこととし、そのもとに、工業所有権情報の利用促進と検索情報の開発に関する事務を担う「特許情報利用推進室」を分室として設置した。第三に、方式審査を担う方式審査第一課と二課を統合して「方式審査課」とするとともに、方式審査の基準作成と訴訟に関する事務を担当する方式審査基準室を総務課から移管した。第四に、出願課、申請人登録室、登録課を再編成し、新たに設置した「出願支援課」においては、出願書類の接受、発送、申請人の登録に関する事務を行うこととし、そのもとに、工業所有権の登録に関する事務を担う「登録室」と、書類の閲覧、謄写、証明等の出願・登録に関する情報提供に関する事務を担う「特許行政サービス室」を設置した。第五に、方

# 【機構の変遷(平成元年-21年)】

		平成 元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	<b>12</b> (省庁再編)
	長官 特許技監 顧問						専任化	·	重長				
I	秘書課 総務課 制度改正審議室 業所有権相談所 方式審査基準室												
総務部	電子計算機業務課 運行管理室 特許情報企画課							特許情報課				<del>-</del>	技術調査課 情報ジステム課
	公報生産管理室 公報課 特許情報管理課 会計課 国際課							特許情報管	理室				特許情報利用推進室
審	方式審査第一課 方式審査第二課 出願課	方式審查第方式審查第出願課										<b>-</b>	方式審査課 大式審査 基準室 出願支援課
査	登録課国際出願室		申請人登録	       								 国際特許 出願室	登録室 特許行政 サモニス室 国際出願課
第一部	国际山願至 商標課 商標審查 意匠課 意匠審查長	(4)			- (4(1))							出願室国際商標出願室	上 以京市本
審査第二~五部	調整課 審查基準室 審查長 (審查第二部) 審查長 (審查長 (審查長 (審查長 (審查第五部)	- (6(1)) - (9(1)) - (8(2)) (8(1)) -		(8(2))			- (5(2)) - - (7(3)) - - (7(3)) -			(8(2))		-(5(4))	
審判部	書記課審判長	(89)	(91)	(93)	(95)	(97)	(99)	-(101)	(115)	(117)	-(118)	特許侵害 (119)	審判課
資料館	工業所有権 研修館 <b>修</b> 工業所有権 所 資料館								-	工業所有権相談閲覧部 情報流通部		官	(独法移管) 



(資料) 特許庁作成

式審査第一課にあった国際特許出願室について、「国際出願課」に改めるとともに、方式審査第二課にあった国際商標出願室を「国際出願課」の分室とし、PCT 出願と国際登録出願の機能を一つにまとめた。そのほか、電子計算機業務課を「情報システム課」に、出願課を「出願支援課」に、登録課を出願支援課の分室として「登録室」に、申請人登録室を「特許行政サービス室」に、書記課を「審判課」にそれぞれ名称変更するとともに、部の名称についても、審査第一部を「審査業務部」に、審査第二-五部を「特許審査第一-四部」に名称変更した。

## (4) 独立行政法人への業務移管(2001-2004年度)

行政機関の独立行政法人化は、国が行っている事務・事業の自律的・効率的実施を図ることを目的として、中央省庁の改革の一環として強力かつ大規模に進められた。特許庁においても、工業所有権制度に関する相談・閲覧、情報の流通等の業務については、必ずしも国で行う必要は無いものとして、2001 年 4 月に「独立行政法人工業所有権総合情報館(NCIPI)」を設立し、これらの業務を移管した。その後、工業所有権総合情報館(NCIPI)は、2004 年 10 月から名称を独立行政法人工業所有権情報・研修館に改め、新たに対外情報サービス業務、人材育成業務が移管され、「情報」及び「人」という工業所有権制度を支える基盤の整備・強化という役割を担うこととなった。

# (5) 審査推進室の設置 (2005 年度)

2001 年から特許出願における審査請求期間を3年に短縮したことにより、特に2004年頃から審査順番待ち件数が急増することとなったが、その主たる対策は、後述する任期付審査官の活用と、先行技術調査の民間外注であった。2004年度には既に19.2万件もの先行技術調査の外注を行っていたが、さらに特許審査推進体制を強化するため、2005年10月をもって総務部の特許情報課特許情報利用推進室を廃止し、特許審査第一部調整課に「審査推進室」を新設することとした。

### (6) 国際出願企画室の設置(2006年度)

近年、PCT 及びマドリッド・プロトコルの条約・規則等の改正の議論が複雑化・深化していることから、出願書類等の電子化に伴う事務処理に関する国際的な調整や、条約・規則の手続に関する国際的な調整への対応が求められていた。そこで、国際出願課の分室として「国際出願企画室」を新たに設置し、特許協力条約及びマドリッド協定議定書に関する国際的な調整を担当することとした。

#### (7) 企画調査課、普及支援課の設置(2007年度)

企業経営における知的財産の重要性の高まりを背景として、企業における戦略的な知的 財産の取得と管理はますます重要な課題となっている。特許庁では様々な施策を展開して きたが、従来から、企業等による産業財産権の取得・管理状況に関する調査や関連した施 策の企画・立案は総務課が、産業財産権に関する調査業務については技術調査課が担当し ており、必ずしも効率的な連携が取れていなかった。そこで、産業財産権に関する調査業務と施策の企画・立案業務を一体的に実施するため、総務課の所掌事務を技術調査課に移管するとともに「企画調査課」に名称変更を行った。

地域・中小企業への支援については、早期審査制度や先行技術調査支援制度などを行ってきたが、従来から、企業等における産業財産権の取得・管理に関する普及・啓発業務は総務課が、特許情報の利用促進を始めとした民間の技術開発環境の整備に関する業務は特許情報課が行っていた。これらの業務を一体的に実施する者が、地域・中小企業等による産業財産権の取得・管理や、知的財産を意識した技術開発を促進する上で有効であることから、総務課の所掌事務を特許情報課に移管することとし、また「普及支援課」に名称変更を行った。

# 2. 定員

工業所有権の迅速かつ的確な権利付与を任務とする特許庁においては、審査官及び事務 系職員の増員は重要な課題であった。

## (1) 1995、1996 年度

「平成4年度以降の定員管理について(平成3年7月閣議決定)」により、1992年度からの5年間で1991年度末定員の4.52%を削減することが義務付けられた。1995、1996年度の2年間は、特許・実用審査官68人、意匠審査官2人、商標審査官11人、事務系職員16人の計97人の増員、46人の定員削減が行われた。

#### (2) 1997-2000 年度

「平成9年度以降の定員管理について(平成8年7月閣議決定)」により、1997年度以降5年間で1996年度末定員の4.11%を削減することが義務づけられた。2000年に中央省庁等改革が行われたことにより、1997-2000年の計画期間となったが、特許庁においては特許・実用審査官47人、意匠審査官8人、商標審査官33人、事務系職員9人の計97人の増員、94人の定員削減が行われた。

# (3) 2001-2005 年度

中央省庁等改革基本法及び国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画(平成 11 年 4 月閣議決定)に基づき決定された、「新たな府省の編成以降の定員管理について(平成 12 年 7 月閣議決定)」により、2001 年から 2011 年度末までの 10 年間で、少なくとも 10% の計画的削減、独立行政法人への移行、新規増員の抑制等により、25%の純減を目指した定員削減に最大限努力するものとされた。これに伴い、2001 年度からの 5 年間においては、2001 年 1 月 5 日時点(省庁再編前)の定員を基準に、平均 5%を削減することが義務づけられた。特許庁においては特許・実用審査官 331 人(うち通常審査官 135 人、任期付審査官 196 人)、意匠審査官 2 人、商標審査官 12 人、事務系職員 3 人の計 348 人の増員、141 人の

定員削減が行われた。

また、独立行政法人工業所有権総合情報館(NCIPI)が設立された 2001 年度と、工業所有権情報・研修館に名称変更するとともに業務を拡大した 2004 年度にそれぞれ 56 人、24 人の定員を移行している。

上記の任期付審査官は、2004年度から毎年98名ずつ、5年間で計490名が採用され、5年間の任期の後、5年間の再任が可能である(詳細は第5章第2節2.(1)参照)。

# (4) 2006-2009 年度

「平成 18 年度以降の定員管理について(平成 17 年 10 月閣議決定)」により、2005 年度から 2009 年度までの 5 年間に 2004 年度末定員の 10%以上を合理化することが義務づけられた。従来の倍の合理化目標が設定され、定員をめぐる状況はかつてない厳しい状況となった。このような中、特許・実用審査官 501 人(うち通常審査官 207 人、任期付審査官 294人)、意匠審査官 1 人、商標審査官 2 人、事務系職員 26 人の計 530 人の増員、244 人の定員削減が行われた。

#### 【特許庁定員推移表】 特実審査官 特実審査官(恒常) 商標審査官 意匠審查官 定員(人) 事務系職員 3000 2,901 2.904 2 652 2,534 2,524 2,555 2,800 2,531 2,502 2,521 2.529 2,479 2,716 2 469 2,470 2500 2000 1.692 1,680 1,567 1,468 1500 1,358 1,243 1,102 1.096 1,126 1,073 1,083 1.105 1,070 1,078 1 088 1,202 1,174 1,175 1190 1,126 1,145 1,162 1000 771 783 758 721 705 914 901 884 871 852 662 646 633 623 389 391 393 392 389 500 396 386 386 383 395 387 358 377 386 126 131 134 137 140 146 148 148 148 149 150 52 1995 1997 1999 2001 2003 2005 2007 2009 (年度)

(資料) 特許庁作成